承認番号　11―46Ｐ―0008

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	デュポン株式会社 代表取締役社長　天羽　　稔 東京都千代田区永田町二丁目11番１号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	チョウ目及びコウチュウ目害虫抵抗性並びに除草剤グルホシネート及びグリホサート耐性トウモロコシ（改変*cry1F, cry1Ab, cry34Ab1, cry35Ab1, pat,* 改変*cp4 epsps, Zea mays* subsp. *mays* (L.) Iltis) (1507×59122×MON810×NK603, OECD UI：DAS―01507―1×DAS―59122―7×MON―00810―6×MON―00603―6)（*B.t.* Cry1F maize line 1507、*B.t.* Cry34／35Ab1 Event DAS―59122―7、MON810及びNK603それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該トウモロコシから分離した後代系統のもの（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）を含む。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、栽培、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

承認番号　11―46Ｐ―0009

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	バイエルクロップサイエンス株式会社 代表取締役社長　ギャビン　マーチャント 東京都千代田区丸の内一丁目６番５号
承認を受けた第一種使用規程	
遺伝子組換え生物等の種類の名称	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性並びにチョウ目害虫抵抗性ワタ（*2mepsps*, 改変*bar*, 改変*cry1Ac*, 改変*cry2Ab*, *Gossypium hirsutum* L.)（GHB614×LLCotton25×15985, OECD UI：BCS―GH002―5×ACS―GH001―3×MON―15985―7)（GHB614、LLCotton25及び15985それぞれへの導入遺伝子の組合せを有するものであって当該ワタから分離した後代系統のもの（既に第一種使用規程の承認を受けたものを除く。）を含む。）
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	食用又は飼料用に供するための使用、加工、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	―

○国土交通省告示第四百四十五号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十九条第二項の規定に基づき、航空交通管制業務に関する告示（昭和四十一年運輸省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二日　　国土交通大臣　大畠　章宏

別表第一高知空港の項を次のように改める。

高知空港	高知空港事務所	飛行場管制業務	高知タワー	７時から21時まで
	関西空港事務所	進入管制業務	関西アプローチ	
		ターミナル・レーダー管制業務	関西レーダー	

附　則

この告示は、平成二十三年六月二日から施行する。

○国土交通省告示第四百四十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第二項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年五月二日　　国土交通大臣　大畠　章宏

表関西進入管制区の項を次のように改める。

関西進入管制区	１　次に掲げる区域の直上空域で高度3,650m以下のもの イ　伊丹ＮＤＢを中心とする半径40kmの円内の区域のうちN34°56′49″E135°48′57″の地点とN34°48′07″E135°02′20″の地点を結ぶ直線の北側にあり、かつ、N34°55′42″E134°58′58″の地点とN34°48′07″E135°02′20″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの ロ　高知ＶＯＲ（N33°33′E133°41′）を中心とする半径45kmの円内の区域のうちN33°56′46″E133°48′01″の地点とN33°45′32″E133°42′15″の地点を結ぶ直線の西側にあり、かつ、N33°45′32″E133°42′15″の地点とN33°27′32″E133°11′27″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの ２　次に掲げる区域の直上空域で高度4,550m以下のもの イ　N33°56′46″E133°48′01″の地点、N33°45′32″E133°42′15″の地点、N33°27′32″E133°11′27″の地点、N32°54′59″E133°14′40″の地点、N33°09′32″E134°12′23″の地点、N33°25′35″E134°21′55″の地点、N33°34′46″E134°38′38″の地点、N33°35′45″E134°19′00″の地点、N33°37′02″E134°19′00″の地点、N33°37′14″E134°14′22″の地点、N33°55′38″E133°58′49″の地点及びN33°56′46″E133°48′01″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（N34°19′35″E133°57′12″の地点を中心とする半径43kmの円内の区域及び関西ＶＯＲ（N34°26′E135°15′）を中心とする半径126kmの円内の区域に係るものを除く。） ロ　高知ＶＯＲを中心とする半径63kmの円内の区域のうちN33°25′35″E134°21′55″の地点とN33°09′32″E134°12′23″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの ３　N33°37′02″E134°19′00″の地点、N33°35′45″E134°19′00″の地点、N33°34′46″E134°38′38″の地点、N33°36′07″E134°40′43″の地点及びN33°37′02″E134°19′00″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度1,850mを超え4,550m以下のもの ４　N34°19′35″E133°57′12″の地点を中心とする半径43kmの円内の区域のうちN34°07′20″E133°53′27″の地点とN33°55′38″E133°58′49″の地点を結ぶ直線の西側にあり、かつ、N34°07′20″E133°53′27″の地点とN33°56′46″E133°48′01″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの（関西ＶＯＲを中心とする半径126kmの円内の区域に係るものを除く。）の直上空域で高度2,750mを超え4,550m以下のもの ５　N34°55′42″E134°58′58″の地点、N34°49′18″E134°25′46″の地点、N34°41′28″E134°27′49″の地点、N34°48′07″E135°02′20″の地点及びN34°55′42″E134°58′58″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域の直上空域で高度5,200m以下のもの ６　次に掲げる区域の直上空域で高度2,750mを超え5,200m以下のもの イ　N34°49′18″E134°25′46″の地点、N34°44′09″E133°59′37″の地点、N34°41′57″E133°52′27″の地点、N34°32′51″E133°50′40″の地点、N34°36′25″E134°02′12″の地点、N34°41′28″E134°27′49″の地点及びN34°49′18″E134°25′46″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 ロ　関西ＶＯＲを中心とする半径126kmの円内の区域のうちN34°41′57″E133°52′27″の地点とN34°32′51″E133°50′40″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの